

不動産仲介業者様
貸主様

「入居住宅に関する状況通知書」のご記入のお願い

住居確保給付金は、

生活困窮者自立支援法に基づき、次の2つの支援を行うことを目的に支給する給付金です。

＜家賃補助＞

離職等又はやむを得ない休業等により家賃を支払うことが困難となるおそれの高い方に家賃相当額を支給し、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行います。

＜転居費用補助＞ 令和7年4月から追加

本人又は同一の世帯に属する者の離職、休業等により収入が著しく減少し経済的に困窮している方を対象として、転居に要する費用を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。

【対象となる経費】

- ・ 転居先への家財の運搬費用
- ・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
- ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）
- ・ 鍵交換費用

（注）敷金や契約時に払う家賃（前家賃）、家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費は対象となりません。

本制度の利用を希望される方から「入居住宅に関する状況通知書」の記入依頼がございましたら、**本人記入欄以外をご記入**いただき、ご本人にお渡しくださいますようお願いいたします。

○「入居住宅に関する状況通知書」の記入における注意点

- ・ **本人記入欄以外は、不動産仲介業者様または貸主様にご記入ください。**
- ・ 振込口座は原則、賃貸契約書に書かれている口座と同一になります。なお、振込口座のフリガナが誤っていると振込ができませんので、お間違いのないようご記入ください。
- ・ 訂正する場合は、訂正箇所を二本線で抹消し、訂正印をお願いします。**修正液は使用しないでください。**

○支給（又は不支給）決定について

申請を受付けた翌月中旬に本人あて決定通知書を交付します（ご本人から写しをお受け取り下さい）。支給額（月額）は、世帯人数や収入状況により決定します（上限額あり）。給付期間は原則３か月です。状況により支給期間の延長、再延長申請が認められれば、最大９か月支給される場合があります。

○振込について

振込時期 : 毎月２７日（土・日・祝日にあたる場合は直前の平日）前後
振込先 : 「入居住宅に関する状況通知書」にご記入いただいた口座
振込名義 : 「スギナミクジュウキヨカクホキユウフキン（ヤチン）」
振込金額 : 決定通知書にある支給額（初回は支給額の２か月分、その翌月は１か月分）

【例】２月申請の場合（３月中旬に支給決定）

３/２７振込＝支給額２か月分（２月と３月に支払うべき家賃相当分）

４/２７振込＝支給額（４月に支払うべき家賃相当分）

※実家賃と支給額の差額や共益費・管理費等は本人が負担します。

＜問合せ先＞

くらしのサポートステーション

杉並区天沼３－１９－１６ ウェルファーム杉並複合施設棟１階

電話 ０３－３３９１－１７５１ Fax ０３－３３９１－１７５２

* 振込内容については、杉並福祉事務所 生活自立支援担当（電話０３－３３９３－０７３７）へお問い合わせください。